

◎新潟県告示第617号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により水防警報を行う河川の指定を次のとおり変更した。

令和7年6月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 水防警報を行う河川及び区域

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 前		変 更 後	
河 川	区 域	河 川	区 域
鯖石川	左岸：柏崎市高柳町岡野町から 海まで 右岸：柏崎市高柳町岡野町から 海まで	鯖石川	左岸：柏崎市大字石曾根（山根橋）から 海まで 右岸：柏崎市大字山室（山根橋）から 海まで

2 変更年月日

令和7年5月16日